

総合評価落札方式の運用ガイドラインの改正について

平成30年8月1日以降に公告する名古屋港管理組合の発注工事について、総合評価落札方式対象工事の評価項目中の「企業の技術力に関する項目」及び「配置予定技術者の能力に関する項目」の工事成績に関して変更がありますので、入札参加希望者は、入札公告及びガイドライン※をよくお読みになった上で入札に参加してください。

主な改正

1. 企業の技術力に関する項目における工事成績に関する変更

- ・ PC、鋼構造物、塗装、設備系工事及び、建築関係工事に加え、広域型におけるすべての工事において、愛知県建設部の発注した工事の成績も対象とします。
- ・ 広域型にあっては、発注工事と同業種（建築業法上の分類）の工事における過去3年間（前年度までの過去3年度に、入札公告の前日までを含む。）に完成した工事成績のいずれか1件の点数を用いて評価します。

2. 配置予定技術者の能力に関する項目における工事成績に関する変更

- ・ PC、鋼構造物、塗装、設備系工事及び、建築関係工事に加え、広域型におけるすべての工事において、愛知県建設部の発注した工事の成績も対象とします。
- ・ 発注工事と同業種（建築業法上の分類）の工事における過去5年間（前年度までの過去5年度に、入札公告の前日までを含む。）に完成した工事成績のいずれか1件の点数を用いて評価します。

※「名古屋港管理組合発注工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」は名古屋港管理組合公式ウェブサイト (<http://www.port-of-nagoya.jp/>) ページ番号 1001002 に掲示してあります。